

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出ください。

- 発行された明細書は大切に保管してください。患者様の個人情報に記載されています。紛失されても再発行はいたしません。
- 明細書は、発行して患者様にお渡しした時点で当院の責任は消滅します。その後のトラブル等について当院は一切責任をおいしません。

平成30年4月

新潟県立柿崎病院長